

令和3年の区入札・契約制度に係る新たな取組について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の収束が明確に見通せない状況下において、地域経済の活性化及び区内事業者の育成を図るとともに、区入札・契約制度の質の向上をめざした新たな取組を行う。

2 取組内容

(1) 公共工事の前払金制度の改正について

① 前払金上限額の緩和

コロナ禍における地域経済対策として、当分の間、前払金の上限額を緩和する。

(現 行) 契約金額の3割(土木工事・建築工事・設備工事は4割)以内、上限額2億円

(改正後) 契約金額の3割(土木工事・建築工事・設備工事は4割)以内、上限額3億円

※ 区契約事務規則等を改正し、本年6月以降の契約案件から適用する。

(2) 支店営業所の実態調査の強化について

① 調査数の拡充

毎年度実施している区内支店営業所の実態調査数を拡充する。

(現 行) 年間調査件数 約10件

(改正後) 年間調査件数 約15～20件

※ 新規の支店については、登録時に別途、悉皆調査を実施する。

(3) 総合評価方式(*)による入札に係る評価項目の見直しについて(令和3年3月31日施行)

① 新規評価項目の設定

- ・若年技術職員の育成及び確保点
- ・ISO 14001(環境)又はISO 9001(品質)認証点

② 既存評価項目の改善

- ・災害協定及び活動実績点を得るために、災害協定に加えてBCP策定を要件に追加
- ・環境評価点を得るための「板橋エコアクション」について、「レベルC」の取得を要件に追加

※ 本年6月以降に公表する契約案件から適用する。

(*)工事契約案件の入札の際に、入札価格(=価格評価点)と入札価格以外の要素(=技術能力評価点、企業の地域貢献評価点、[施工計画評価点])を総合的に評価して落札者を決める方式

(4) 物品買入等指名競争入札参加者の指名基準の策定について（令和3年1月20日施行）

物品の指名競争入札は、これまで指名事業者数などの明確な基準がなく、前例や実績などを勘案し決定していたことから、公正な契約発注と参加機会の拡大を図るため、契約種別ごとに予定価格に応じて、指名事業者数及び等級格付の基準を作成し、区ホームページで公表。

【物品購入】

予定価格	指名事業者数	等級格付(*)
300万円未満	4者以上	A、B、C
300万円以上500万円未満	5者以上	
500万円以上1,000万円未満	6者以上	
1,000万円以上	原則として希望型（公募型）指名競争入札	

【賃貸借】

予定価格	指名事業者数	等級格付(*)
300万円未満	4者以上	A、B、C
300万円以上500万円未満	5者以上	
500万円以上1,000万円未満	6者以上	
1,000万円以上5,000万円未満	原則として希望型（公募型）指名競争入札	A、B
5,000万円以上1億円未満		
1億円以上		A

【印刷】

予定価格	指名事業者数	等級格付(*)
300万円未満	4者以上	A、B、C
300万円以上500万円未満	5者以上	
500万円以上1,000万円未満	6者以上	A、B
1,000万円以上	7者以上	A

【委託・修繕・その他】

予定価格	指名事業者数	等級格付(*)
300万円未満	4者以上	C
300万円以上500万円未満	5者以上	B、C
500万円以上1,000万円未満	6者以上	A、B、C
1,000万円以上3,000万円未満	7者以上	A、B
3,000万円以上5,000万円未満	8者以上	A
5,000万円以上の委託（随意契約除く）	原則として希望型（公募型）指名競争入札	

(*) 等級格付とは、年間総売上高や自己資本額などの審査事項を点数化したものであり、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて決定している。

(5) その他について

- ① 元請事業者に対して、下請を予定している場合には区内事業者の積極的な活用を要請。
- ② 小規模事業者登録制度の有効活用の庁内での周知。（継続）
- ③ 褒賞事業者について、事業者名及び受賞対象の工事概要を区ホームページに掲載。（継続）